

次世代育成支援と女性活躍推進のための 一般事業主行動計画 [第4期]

男女問わずすべての職員が仕事と家庭生活を両立させることができ、働きやすい雇用環境の整備を行うことによりその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1 計画期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間

2 内 容

目標① 1人あたりの月平均時間外勤務数を2時間以内とする。

[対策]

- 令和8年4月～
- ・各事業所ごとに月2回以上定時帰宅デーを設定し実施する。
 - ・委員会を中心に業務の見直しを行い、効率化を図る。
 - ・積極的な人員の確保に努め、適正な人員の配置に努める。

目標② 全職員の年次有給休暇取得率を60%以上とする。※1

[対策]

- 令和8年4月～
- ・定期的を取得状況の確認を行う。
 - ・取得率の低い職員については、管理者から取得を呼びかける。
 - ・取得しやすい環境整備のため、業務の見直しを行う。

目標③ 育児休業の女性取得率100%、男性取得率50%以上を目指す。※2

[対策]

- 令和8年4月～
- ・出産、育児に関する制度の周知を行い、全職員の理解を図る。
 - ・制度を利用しやすい環境整備に向け、業務内容の見直しやフォロー体制の検討を行う。

※1 年次有給休暇取得率＝「1年間に取得した年次有給休暇日数」÷「1年間に付与された年次有給休暇の総日数」×100（％）

※2 育児休業取得率＝「職員のうち育児休業をした数」÷「職員のうち出産した数（配偶者が出産した数）」×100（％）